



島根県報

平成28年6月17日（金）
号外第122号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	2
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数	2
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間	2
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号**

平成28年 7 月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成28年 6 月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成28年 6 月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

平成28年 7 月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成28年 6 月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

区画の数 6

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

平成28年 7 月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成28年 6 月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

被登録資格の決定の基準となる日	平成28年 6 月21日
ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日	平成28年 7 月10日
登録を行う日	平成28年 6 月21日
縦覧期間	平成28年 6 月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

平成28年 7 月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定める。

平成28年 6 月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

縦覧期間 平成28年 6 月22日